

7 条件なし

その九十八

1 公示番号 短共第二号

2 漁場の位置 船橋市地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一二九度五六分二七・七八八九秒の点

イ 北緯三五度三七分四三・七八七三秒、東経一二九度五七分三八・六五五六秒の点

ウ 北緯三五度三八分〇三・一二五一〇秒、東経一二九度五八分三一・九四八七秒の点

エ 北緯三五度四〇分〇四・三四四六秒、東経一二九度五七分〇三・六三五九秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごのり漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 ほんびのすがい漁業 飼むし漁業	一月一日から十二月三十一日まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し綱漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和六年八月三十一日まで

6 関係地区 船橋市

7 条件なし

その九十九

1 公示番号 短共第三号

2 漁場の位置 船橋市地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東経一二九度五七分一五・一七五七秒の点

イ 北緯三五度三八分〇八・九四八六秒、東経一二九度五八分四六・四六七八秒の点

ウ 北緯三五度三八分一四・一九五六秒、東経一二九度五九分〇・五六六〇秒の点

エ 北緯三五度三九分〇六・四七一四秒、東経一二九度五八分五一・一九五一秒の点

オ 北緯三五度三九分五八・一九七四秒、東経一二九度五八分一八・五三三一秒の点

カ 北緯三五度四〇分〇六・八〇九五秒、東経一二九度五七分一六・四〇一〇秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごのり漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業	一月一日から十二月三十一日まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

	ほんびのすがい漁業 餌むし漁業	"
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和六年八月三十一日まで

6 関係地区 船橋市

7 条件なし

その百

1 公示番号 短区第一号

2 漁場の位置 市川市塩浜地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三十五度三八分二四・七三三三四秒、東経一二九度五六分三九・二三九五秒の点

イ 北緯三十五度三七分五〇・三二六八秒、東経一二九度五六分五七・〇〇一三秒の点

ウ 北緯三十五度三七分五七・〇四九五秒、東経一二九度五七分三一・五四五六秒の点

エ 北緯三十五度三八分三四・〇一八五秒、東経一二九度五七分一一・六九三八秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 市川市

8 条件なし

その百一

1 公示番号 短区第二号

2 漁場の位置 市川市塩浜地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三十五度三九分五五・七五三八秒、東経一二九度五五分五一・〇九八一秒の点

イ 北緯三十五度三九分五八・一四三六秒、東経一二九度五六分一〇・九三四六秒の点

ウ 北緯三十五度三九分二六・八三〇一秒、東経一二九度五六分二七・三九〇九秒の点

エ 北緯三十五度三九分〇六・五九七五秒、東経一二九度五六分一七・一〇一四秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 市川市

8 条件なし

その百二

1 公示番号 短区第三号

2 漁場の位置 市川市本行徳地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度四〇分三八・二七二九秒、東経一二九度五六分三五・〇九一二秒の点

イ 北緯三五度四〇分二九・五六九八秒、東経一二九度五六分四〇・七七三六秒の点

ウ 北緯三五度四〇分三二・三一二七秒、東経一二九度五六分四六・九二五八秒の点

エ 北緯三五度四〇分四〇・九二七七秒、東経一二九度五六分四一・四五二四秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 市川市

8 条件なし

その百三

1 公示番号 短区第四号

2 漁場の位置 市川市本行徳地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度四〇分四二・一二一九秒、東経一二九度五六分三五・六五八四秒の点

イ 北緯三五度四〇分四三・八八四一秒、東経一二九度五六分三九・五三一六秒の点

ウ 北緯三五度四〇分五三・一二四六六秒、東経一二九度五六分三三・三一六一秒の点

エ 北緯三五度四〇分五一・六二四四秒、東経一二九度五六分一九・四八九九秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年八月二十日から十二月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 市川市

8 条件なし

その百四

1 公示番号 短区第五号

2 漁場の位置 市川市高谷新町地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度四〇分三九・六八三五秒、東経一二九度五六分五五・六六九三秒の点

イ 北緯三五度四〇分三八・三三三三一秒、東経一二九度五六分五二・七〇二九秒の点

ウ 北緯三五度四〇分一一・一一九三七秒、東経一二九度五七分〇四・二八〇五秒の点

エ 北緯三五度四〇分一一・五七九九秒、東経一二九度五七分〇七・二五九六秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年八月二十日から十二月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 市川市

8 条件なし

その百五

1 公示番号 短区第六号

2 漁場の位置 市川市高谷新町地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度四〇分五二・七三七三秒、東経一二九度五六分四七・三六一八秒の点

イ 北緯三五度四〇分五〇・七〇七九秒、東経一二九度五六分四四・七八八八秒の点

ウ 北緯三五度四〇分四五・三三一二秒、東経一二九度五六分四八・四八六九秒の点

エ 北緯三五度四〇分四六・六八一一秒、東経一二九度五六分五一・四三四九秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年八月二十日から十二月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 市川市

8 条件 なし

その百六

1 公示番号 短区第七号

2 漁場の位置 船橋市地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一二九度五六分二七・七八八九秒の点

イ 北緯三五度三七分五七・〇四九五秒、東経一二九度五七分三一・五四五六秒の点

ウ 北緯三五度三八分二〇・〇〇〇九七秒、東経一二九度五八分一九・六〇一五秒の点

エ 北緯三五度四〇分〇四・三四四六秒、東経一二九度五七分〇三・六三五九秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 船橋市

8 条件 なし

その百七

1 公示番号 短区第八号

2 漁場の位置 船橋市地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東経一二九度五七分一五・一七五七秒の点

イ 北緯三五度三八分一六・六一一一秒、東経一二九度五八分三三・四六七八秒の点

ウ 北緯三五度三八分三六・八五六六秒、東経一二九度五八分五四・八八一秒の点

エ 北緯三五度三八分四九・三一一七秒、東経一二九度五八分五四・七〇〇八秒の点

オ 北緯三五度三九分〇六・四七一秒、東経一二九度五八分五二・二九五一秒の点

カ 北緯三五度三九分五八・一九七四秒、東経一二九度五八分二八・五三三一秒の点

キ 北緯三五度四〇分〇六・八〇九五秒、東経一二九度五七分二六・四〇一〇秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 船橋市

8 条件 なし

その百八

1 公示番号 短区第九号

2 漁場の位置 浦安市日の出及び明海地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

ア 北緯三五度三七分五〇・三一六八秒、東経一二九度五六分五七・〇〇一三秒の点

イ 北緯三五度三七分三九・一一六八秒、東経一二九度五六分〇・〇〇四〇秒の点

ウ 北緯三五度三七分四八・一一〇三秒、東経一二九度五五分四八・六五九四秒の点

エ 北緯三五度三八分一七・八三七三秒、東経一二九度五六分四二・七九九八秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 市川市

8 条件 なし

備考 3 漁場の区域に示す緯度経度は、特別の定めのない限り全て真方位表示（緯度経度について）は全て世界測地系とする。

二 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

第二 漁業法施行規則第二十四条各号に掲げる事項

一 漁業法第六十四条第四項の規定により聴いた千葉海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

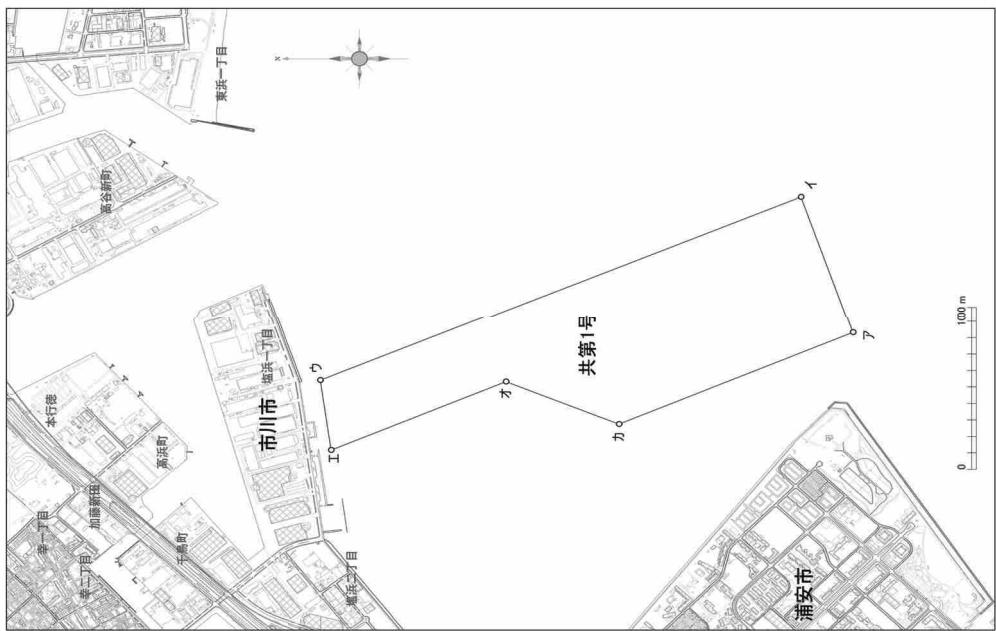
1 意見の概要

原案に異議なし

2 当該意見の処理の結果

当該意見を踏まえて千葉海区漁場計画の案のとおり千葉海区漁場計画を定めることとした。

一 漁場図
1 共第1号



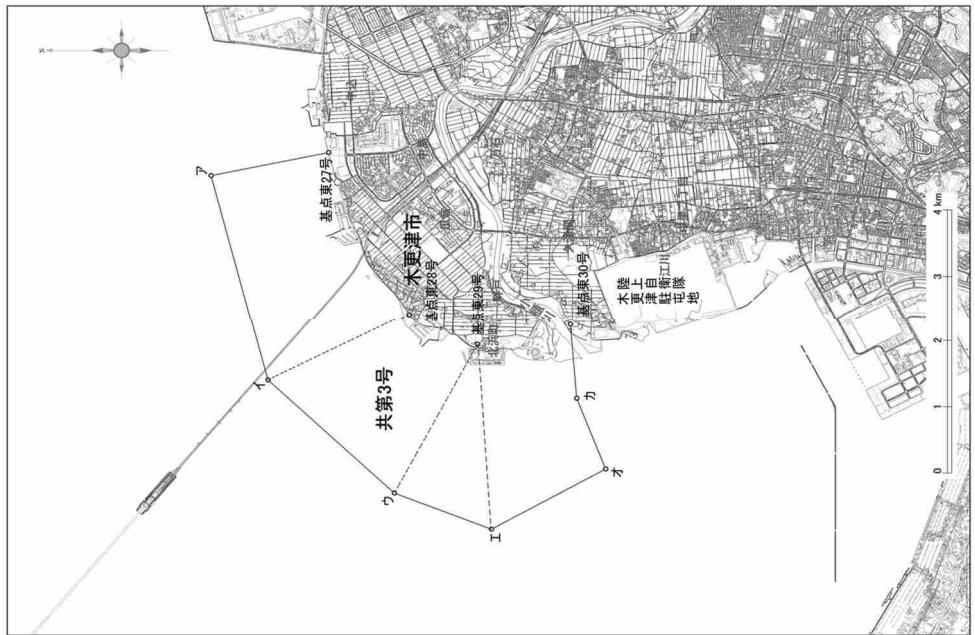
※この地図の作成に当たっては、国土理院長の承認を得て、同院発行の基盤を用いた。「測量法に基づく国土地理院基盤（使用 R-4Hs 564）

2 共第2号



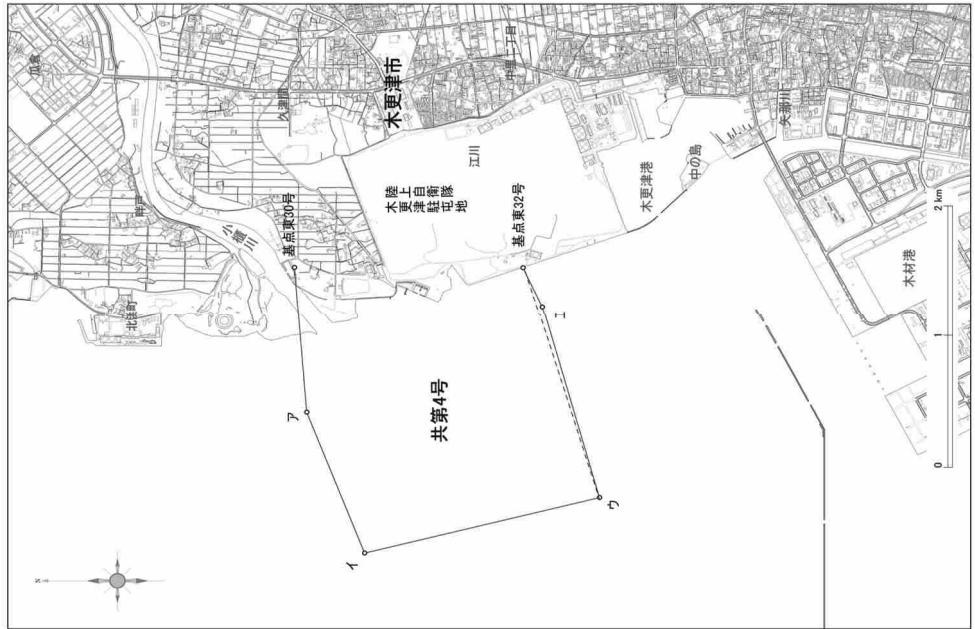
※この地図の作成に当たっては、国土理院長の承認を得て、同院発行の基盤を用いた。「測量法に基づく国土地理院基盤（使用 R-4Hs 564）

3 共第十二号



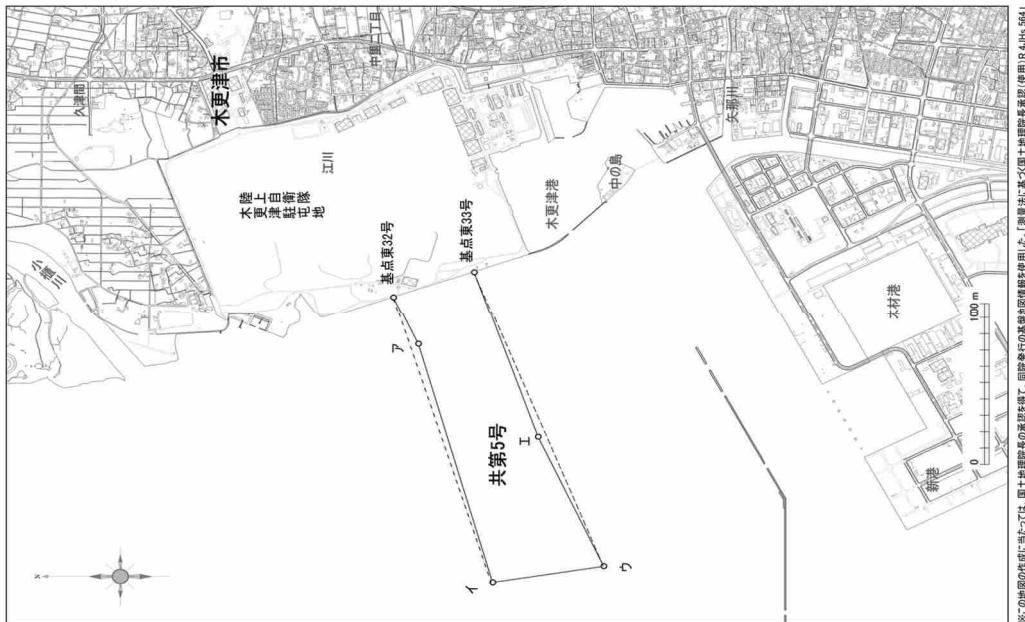
※この地図の作成に当たっては、国土地盤院の承認を得て、同院発行の基準を用いて、「測量法に基づく国土地盤院長承認(使用)R 404s 564」

4 共第四号



※この地図の作成に当たっては、国土地盤院の承認を得て、同院発行の基準を用いて、「測量法に基づく国土地盤院長承認(使用)R 404s 564」

5 共第五号

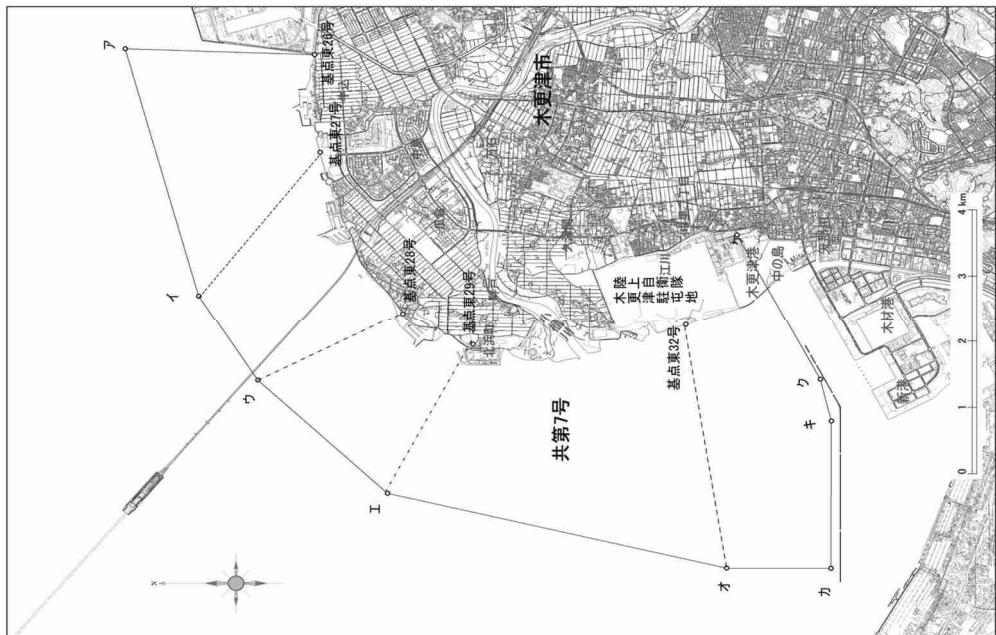


6 共第六号



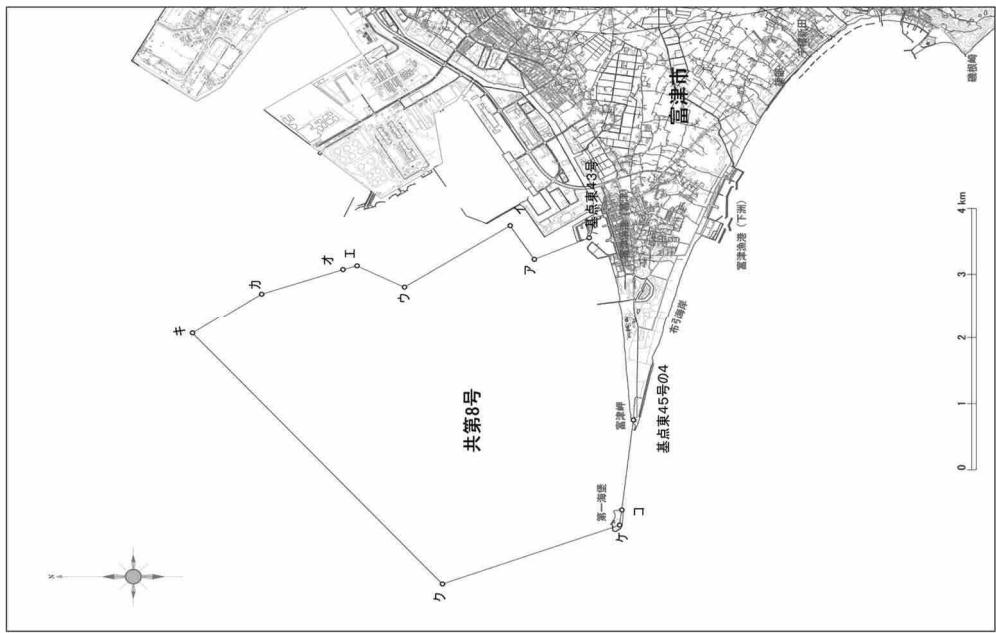
※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の基礎図情報を用いた。「測量法に基づく国土地理院長承認(使用 R 4th 564)

7 共第七号



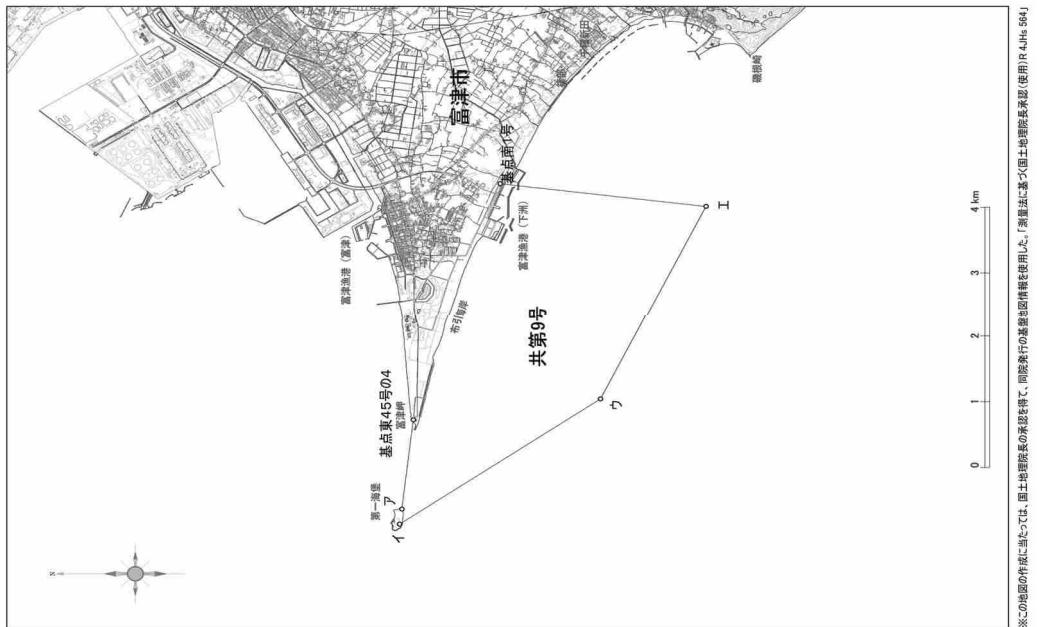
※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 404s 564」

8 共第八号



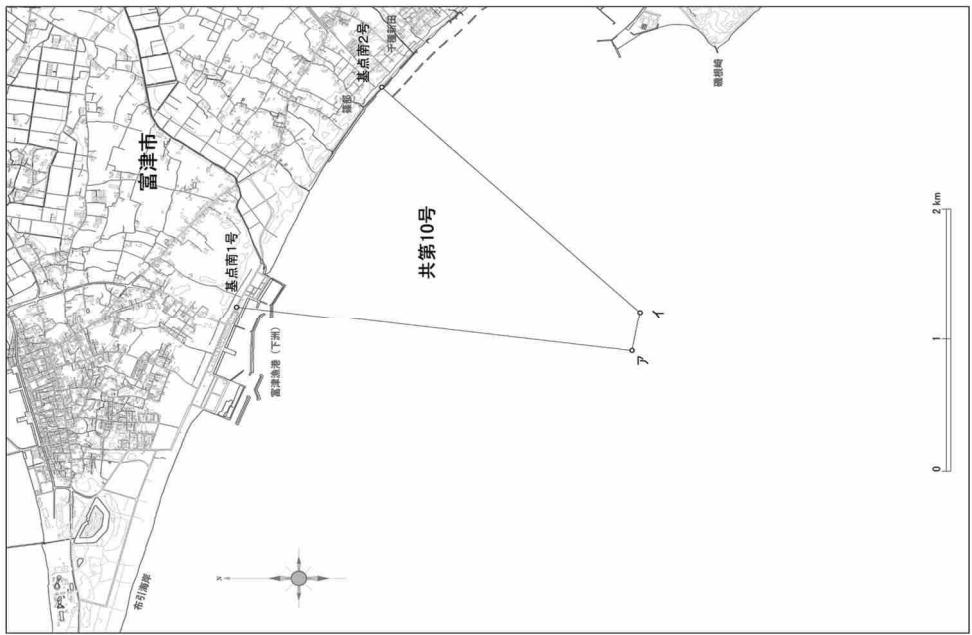
※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 404s 564」

9 共第九号

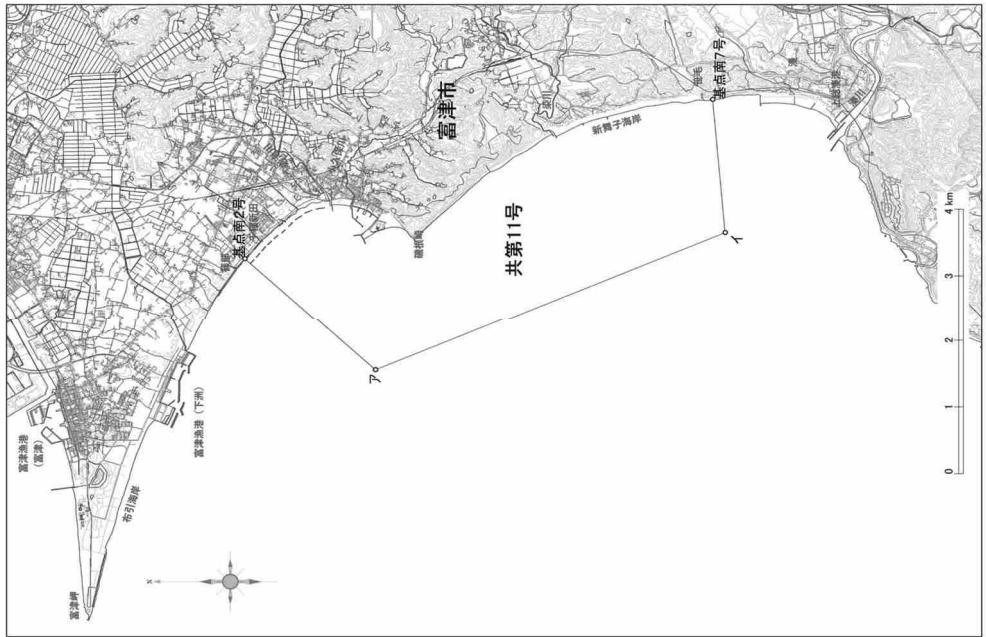


※この地図の作成に当たっては、国土地盤調査所の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。「測量法に基づく国土地盤長承認(使用)R.404s 564」

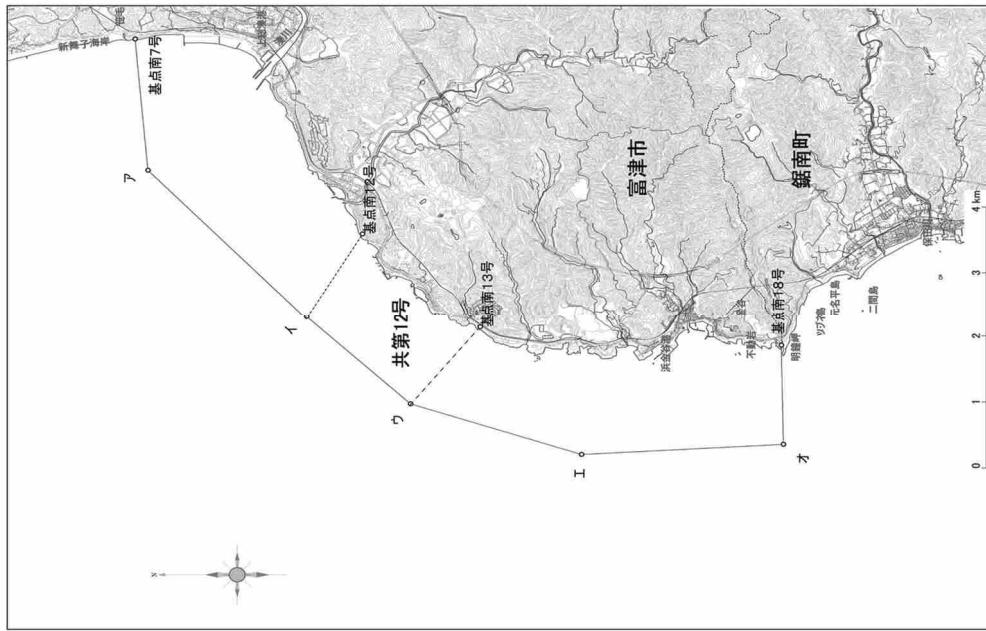
10 共第十号



※この地図の作成に当たっては、国土地盤調査所の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。「測量法に基づく国土地盤長承認(使用)R.404s 564」

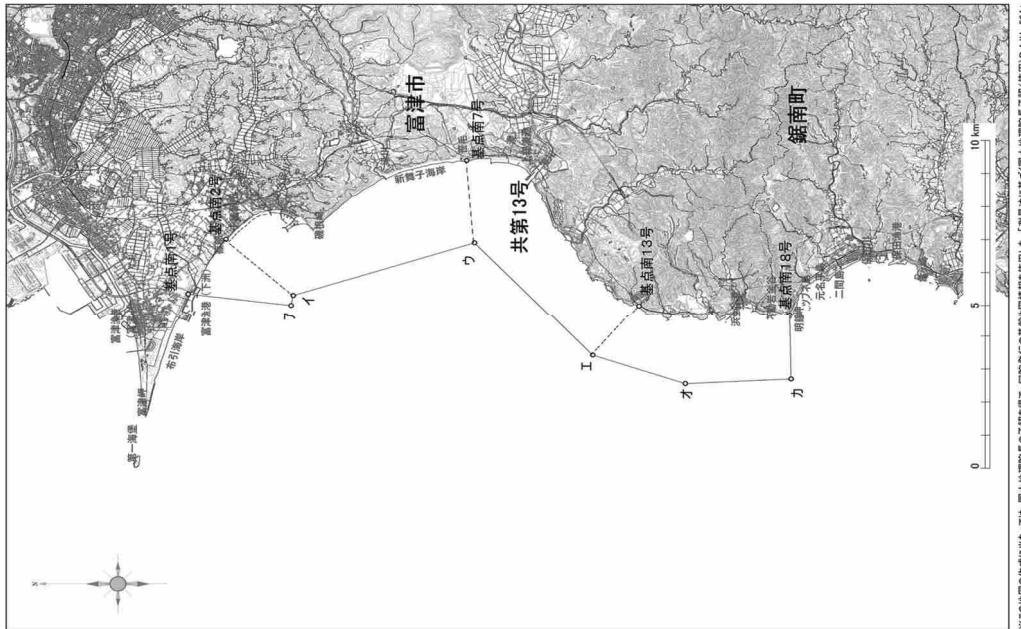


※この地図の作成に当たっては、国土地理院基盤の承認を得て、同院発行の基準地図情報を用いた。「測量法に基づく国土地理院基盤(使用)R 404s 564」



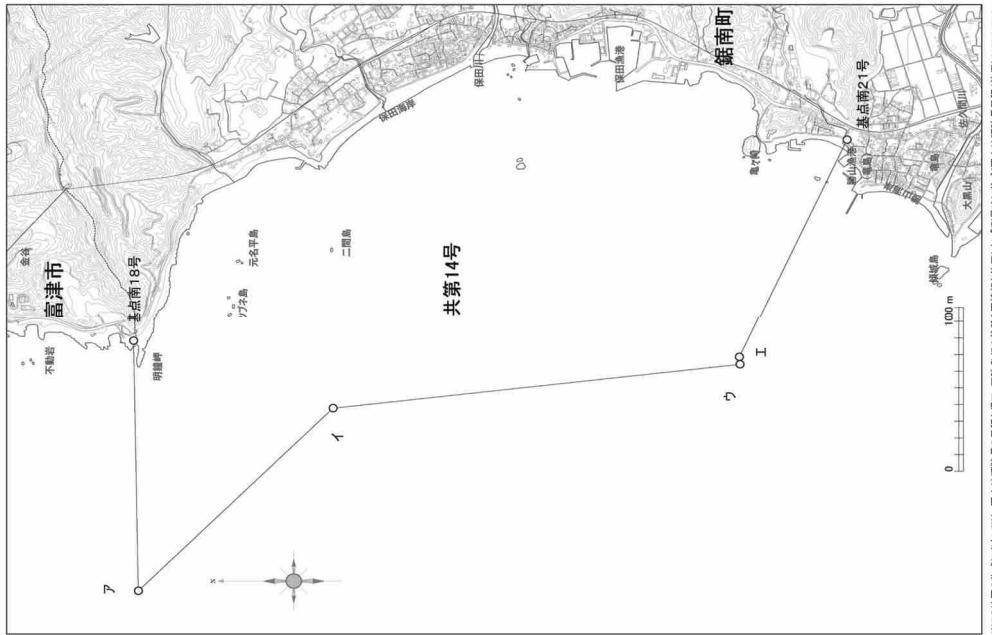
※この地図の作成に当たっては、国土地理院基盤の承認を得て、同院発行の基準地図情報を用いた。「測量法に基づく国土地理院基盤(使用)R 404s 564」

13 共第十三号



※この地図の作成に当たっては、国土地誌院基点の承認を得て、同院発行の基準図情報を使用した。「測量法に基づく国土地誌院基点(使用 R 44 号 594.)

14 共第十四号



※この地図の作成に当たっては、国土地誌院基点の承認を得て、同院発行の基準図情報を使用した。「測量法に基づく国土地誌院基点(使用 R 44 号 594.)